

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について（通知）

近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る経費に関して、下記のとおり現場管理費の補正を試行しています。

記

1. 用語の定義

(1) 真夏日

日最高気温が30度以上の日をいう。

ただし、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温が30度以上の場合とする。

(2) 工期

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

なお、年末年始の6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は、含まない。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

2. 対象工事等

(1) 対象工事

佐伯市が発注する工事のうち、主たる工種が屋外工事である工事を対象とする。
ただし、営繕工事は除く。

また、上部団体が大分県土木建築部以外は、上部団体の取扱いによるものとする。
なお、対象工事は特記仕様書に「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事」であることを明示する。

(2) 真夏日の観測地点

補正に用いる真夏日の観測地点は以下の気象庁地上気象観測所とする。

観測地点	施 工 現 場
佐 伯	旧佐伯市、上浦、弥生、直川
蒲 江	米水津、鶴見、蒲江
宇 目	宇目、本匠

3. 積算方法等

(1) 積算方法

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。

なお、補正は変更契約において行うものとする。

また、別紙1記載例により補正値を計算し、工事変更伺いに添付のこと。

$$\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \times$$

※補正係数： 1. 2

(2) 現場管理費

$$\text{純工事費} \times \left(\left(\text{現場管理費率} \times \text{補正係数} \right) + \text{補正値} \right)$$

4. その他

運用については、熱中症対策に資する現場管理費の補正の運用について（別紙2）によること。

5. 適用（令和元年7月17日）

設計日が平成31年4月1日以降の工事に適用する。

適用（令和2年7月27日）

真夏日の定義について、日最高気温「30度以上」を「28度以上」に読み替える。読み替える期間は、令和2年4月1日以降から当面の間とする。令和2年3月31日以前については、従前のおり「30度以上」とする。

令和2年8月1日以降に設計変更を行う工事に適用する。

適用（令和4年6月27日）

対象工事について、「災害復旧工事」も対象とする。

令和4年7月1日以降に設計変更を行う工事に適用する。

適用（令和5年4月26日）

- ・真夏日の定義について、令和2年4月1日から令和5年5月7日までの間は、日最高気温「30度以上」を「28度以上」に読み替えを行う。
- ・令和5年5月8日以降は、読み替えを行わない。（日最高気温「30度以上」とする。